

広島広域公園管理業務仕様書

平成28年7月

広島市都市整備局緑化推進部緑政課

<目次>

1	管理運営に関する基本的事項	1
2	公園区域及び施設概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	1
(1)	広島広域公園の管理運営業務	1
(2)	広島広域公園の維持管理業務	3
(3)	備品管理	5
(4)	収納事務	5
(5)	暴力団排除の推進	6
4	管理の基準	6
5	リスク分担	6
6	指定管理者の自主事業	7
7	職員配置、研修等	7
8	管理運営に関連して指定管理者が行う業務	8
9	モニタリング及び実績評価	8
10	協定の締結	9
11	その他	9
別図1		10
別表1		11
別表2		12
別表3		13
別表4		16
別表5		17
別表6		35

広島広域公園管理業務仕様書

本仕様書は、広島広域公園の指定管理者が同施設の運営を行うに当たり、指定管理者に要求する管理運営に係る業務内容及び水準等を示すものである。

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島広域公園を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）並びに広島市公園条例及び条例施行規則等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 広島市個人情報保護条例（平成 16 年広島市条例第 4 号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (3) 広島広域公園に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成 13 年広島市条例第 6 号）の趣旨にのっとり、広島市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、広島市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 公園区域及び施設概要

- (1) 公園区域 「広島広域公園区域図」（別図 1）のとおり
- (2) 施設概要 「広島広域公園施設概要」（別表 1）のとおり

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 広島広域公園の管理運営業務

ア 有料公園施設の利用許可

- (ア) 利用の受付及び許可

利用者から、口頭、電話等による問合せを受け付け、利用を調整したうえで、申請書の提出を受け、利用を許可すること。

- (イ) 利用の不許可、許可の取消し及び入園拒否等

a 有料公園施設等の利用の不許可に関すること。

b 有料公園施設等の利用の許可の全部もしくは一部の取消し、利用方法の制限又は利用の停

止に関する事。

c 入園の拒否又は退去に関する事。

イ 利用調整

(7) 年間利用調整

広島市、競技団体、地元団体等が予定する行事や大会等について、開催前年度に予め公益財団法人広島市スポーツ協会が行う専用利用調整に従うこと。

なお、その後の年間利用調整に関しては「広島広域公園管理運営マニュアル」に従って調整すること。

また、平成29年3月31日以前において、現行指定管理者が受け付けた予約及び年間利用調整により許可した大会は引き継ぐこと。

(4) 受付・案内及び苦情対応

利用者から、口頭、電話等による問合せを受け付け、施設について案内する業務及び苦情の対応を行うこと。

(5) 利用指導

a 施設、設備等の利用の指導を行うこと。

b 施設の利用計画の作成並び円滑な大会運営のための指導及び助言を行うこと。

(6) 利用許可承認台帳の整理

利用の許可に係る内容を台帳に記載すること。

ウ 利用料金の収受等

(7) 利用料金制の採用

広島広域公園の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、有料公園施設の使用に係る料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用する。

(4) 利用料金の額

利用料金の額は、広島市公園条例別表第3に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定する。

なお、利用料金は前納とする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(5) 利用料金の減免・返還

指定管理者は、広島市公園条例第9条の2第5項の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けたうえで、利用料金を減免又は返還する。なお別表2「減免基準に盛り込まなければならない項目」については、減免の基準に必ず盛り込むこと。

(6) 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

エ 利用促進

(7) 宣伝広報

利用の促進を図るためパンフレット作成、配布及びホームページの作成等の宣伝広報を行うこと。

(4) 利用実態基礎データの収集

利用実態を分析するため基礎データを収集するとともに利用者に対するアンケート調査を実施すること。

(ウ) 数値目標の設定及び利用促進策の実施

有料公園施設の利用促進を図るため、広島市が設定している数値目標を参考にした上で、独自の数値目標を設定し、それを達成するための利用促進策を実施すること。

(広島市の数値目標)

有料公園施設	数値目標 (各施設の利用率※)				
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
陸上競技場	48.4%	48.9%	49.4%	49.9%	50.3%
第一球技場	83.9%	84.7%	85.5%	86.3%	87.2%
第二球技場	70.4%	71.1%	71.8%	72.5%	73.1%
テニスコート	68.7%	70.3%	71.9%	73.5%	75.0%

※利用率 陸上競技場、第一球技場及び第二球技場：供用時間の区分（午前・午後・夜間）の年間の合計数に対する利用があった区分の合計数の割合

テニスコート：供用時間の年間の合計数に対する利用があった時間数の割合

オ 災害時の対応

(ア) 災害発生時等における対応

a 気象台から注意報・警報等が発令された場合には、事前に備品等の固定・収納などの必要な措置を行い、台風などの災害に備えること。また、天候等の回復後は園内を巡視し、被害の有無を確認し、速やかに広島市に報告を行うとともに、二次災害を引き起こさないよう適切に措置をとること。

b 広島市から本施設を避難場所として使用する旨の指示を受けた場合は、直ちに次の業務を行うものとする。

(a) 施設を開錠し、避難スペースを指定して避難者を受け入れること。

(b) 避難者が長時間滞在する場合は、避難所の運営に協力すること。

(c) 広島市と協議のうえ、利用等を中止するとともに、利用申請者等に対して連絡を行うこと。

(イ) 緊急時及び事故発生時等の対応

夜間などの緊急時には、指定管理者は応急措置を行う必要があるため、緊急連絡網を整備するなど、緊急時の体制を整えておくこと。また、公園内において事故等が発生した場合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するとともに、広島市に対しても速やかに報告すること。

(2) 広島広域公園の維持管理業務

ア 施設管理

(ア) 共通事項

a 施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

b 施設を常に清潔に保ち、かつ、使用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を充たすこと。

c 設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。

d 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれ管理を行うこと。

e 公園施設の維持管理業務は、本市（都市整備局緑化推進部）制定（平成23年1月制定、平成28年1月改定）の「公園緑地等維持管理標準仕様書」に準じて実施すること。（都市整備局緑化推進部若しくは各区維持管理課で閲覧、又は広島市ホームページでダウンロードが可能である。）

(イ) 保守管理

内訳は別表3のとおり

(ウ) 維持管理

内訳は別表4のとおり

(エ) 清掃

内訳は別表5-1、5-2、5-3及び5-4のとおり

(オ) 施設修繕

a 応急の修繕

(a) 施設・設備等は破損し、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討を行い応急の修繕を実施すること。

(b) 修繕の実施にあたっては、費用が一件あたり100万円未満の修繕については指定管理者が、一件あたり100万円以上の修繕については広島市が、それぞれ負担する。

b 計画的な修繕

(a) 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年1回、市が別途指示するときに、修繕項目、修繕内容、修繕方法、金額及び優先順位等を整理し、市に報告すること。

(b) 市は、前記(a)の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、市及び指定管理者は、「5 リスク分担」による区分により、次年度以降に修繕を実施するものとする。

(c) 災害に伴う修繕の費用負担

台風、豪雨、降雪、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、広島市の費用負担とする。

なお、災害により発生した被害に対する修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ広島市と協議すること。

(d) 修繕内容の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するための参考とするため、別に定める修繕台帳に記載し、修繕箇所の写真を添付すること。

また、修繕台帳の写し、設計書及び写真等については、事業報告書の提出とあわせて広島市に提出すること。

イ 植物管理

公園内の植栽樹木及び芝生等の剪定や除草などの維持管理作業にあたっては、広島市都市整備局緑化推進部制定（平成19年3月制定、平成24年2月改訂）の「道路・公園緑化ガイドライン」を参考に、来園者の公園利用と安全性を確保しつつ、必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること。（閲覧又は広島市のホームページでダウンロードが可能である。）

また、植物を良好な状態に保つことができない恐れがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は、良好な状態を保つために必要な処置を講じること。

(7) 除草

施行場所	数量 (㎡)	回数
広場法面：機械除草（肩掛式）	32,494	年2回以上
〃	9,701	年1回以上
広場法面：機械除草（ハンドガイト）	32,494	年2回以上
〃	9,701	年1回以上
平地：機械除草（芝生広場：ハンドガイト）	22,017	年3回以上
〃（芝生広場：小型乗用）	9,670	年3回以上
平地：植栽地（クルメツツジ）	3,561	年3回以上
平地：植栽地（その他）	47,502	年2回以上

(イ) 樹木剪定

区 分	数量	回数
低木寄植（ヒラドツツジほか）	20,383 ㎡	年1回以上
〃（シャリンバイほか）	12,113 ㎡	年2回以上
ササ類（オカメザサほか）	2,586 ㎡	年1回以上
地被類（ヘデラその他）	150 ㎡	年1回以上
中木（カイズカ）	98 ㎡	年1回以上
仕立物（ウバメガシ）	5 本	年1回以上
生垣大（イヌマキほか）	2,095 ㎡	年1回以上

(ウ) その他

区 分	内 容	数量	回数
花き取替	除草及び花殻摘（12回以上）、病虫害駆除（3回以上）、かん水（21回以上）	160 ㎡	年3回以上
病虫害駆除	病虫害の防除	1 式	随時
支障木剪定	支障木の剪定、伐採等	1 式	随時
かん水	低木等へのかん水	1 式	随時
不定か所	倒木伐採等	1 式	随時
臨時処置	高木、中低木等の応急処置等	1 式	随時

(3) 備品管理

ア 指定管理者は、広島市の備品については「広島市物品管理規則」をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。広島市の備品を使用する上で必要となる消耗品やメンテナンスに要する経費は、指定管理者の費用負担とする。

イ 指定管理者による管理開始後、公園の管理運営のため備品が必要となった場合には、あらかじめ広島市と協議のうえ、当該備品を指定管理者において購入することができる。

※ 備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が2万円以上の物品をいう。

(4) 収納事務

指定管理者は、広島市と別途締結する使用料収納事務委託契約に基づき、広島市公園条例第10条に規定する使用料の収納事務を行う。

ア 使用料を収納したときは、所定の領収書（指定管理者となる団体で作成）を当該使用料の納付者に交付すること。

イ 収納した使用料を収納した日の翌日までに、広島市が交付する納付書により広島市指定金融

機関又は広島市収納代理金融機関に払い込むこと。

ただし、収納した日の翌日が土曜日、日曜日、休日その他金融機関が営業を行わない日、又は広島広域公園の供用日でない日（以下「休日等」という。）であるときは、その日以降において最も近い休日等でない日に払い込むこと。

(5) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ甲と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ甲と協議すること。

4 管理の基準

有料公園施設名	供用日	供用時間
陸上競技場、第一球技場、第二球技場 補助競技場	1月4日から12月28日まで（木曜日（木曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月4日及び同月5日を除く。）に当たるときはその前日とし、5月4日又は同月5日に当たるときは同月2日とする。）及び8月6日を除く。）	午前9時から午後9時まで 午前9時から午後5時まで（1月、2月、11月及び12月） 午前9時から午後6時まで（3月、4月、9月及び10月） 午前9時から午後7時まで（5月から8月まで）
テニスコート	1月4日から12月28日まで（8月6日を除く。）	午前9時から午後9時まで

※ 供用日、供用時間の拡大についての提案も可能である。

現行の供用日・供用時間を超えて開場する場合の必要経費は、指定管理者の負担となる。

5 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		協議
自然災害等の不可抗力		協議
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更		協議

※ 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、施設の規模等により、個別に広島市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には広島市の負担とするが、指定管理者の負担による修繕も可能とする。

6 指定管理者の自主事業

(1) スポーツ、レクリエーション活動推進事業の実施

スポーツ、レクリエーション活動の普及・振興を図るために、公園施設を活用（年間利用調整を行った後に空いている施設を利用）し、指定管理者は自主事業を行うことができる。

また、地域と連携した事業等を企画し、中核拠点都市公園の目的を達成できる事業を行うことができる。

この自主事業は、スポーツ教室や施設全体で行うイベントであり、実施にあたっては広島市の承認が必要である。

(2) 飲食事業の実施

利用者サービスのため、レストラン及び自動販売機により飲食等を提供することができる。

〔陸上競技場 1階 レストラン 1箇所 (209.465 m²)〕

なお、陸上競技場には㈱サンフレッチェ広島が自動販売機を設置している。

(3) 経理処理

自主事業は、会計を独立させること。

(4) 使用許可等

事業の実施にあたっては、広島市公園条例に基づく使用許可申請を行い、許可を得るとともに使用料を納付すること。なお、使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

7 配置人員、研修等

(1) 管理運営職員

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置すること。

配置人員は7名を標準とする。

イ 有料公園施設の供用時には、総括責任者又は副責任者を常に1名以上配置すること。

ウ 有料公園施設の供用時には、普通救命講習の修了証の取得者を常に1名以上配置すること。

エ 配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者及び防災管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火・防災管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。

オ 自衛消防組織の設置に当たっては、配置人員のうち、統括管理者の資格を有する者1人を必置とする。

カ 第三種電気主任技術者1名を選任すること（再委託した業者からの選任も可）。

キ 業務実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任すること（再委託した業者からの選任も可）。

(2) 総括責任者等の資格要件

公園の管理運営に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行うため、次の資格を有する職員を配置しなければならない。

ア 総括責任者

総括責任者は、国際大会又は全国規模の大会の管理運営に携わった経験を有する者で、財団法人日本体育施設協会認定「体育施設管理士」の有資格者又はスポーツ施設の管理運営に携わった経験を5年以上有する者とする。

イ 副責任者（統括責任者の指揮のもとでの個別施設の管理責任者）

副責任者は、財団法人日本体育施設協会認定「体育施設管理士」の有資格者又はスポーツ施設の管理運営に携わった経験を5年以上有する者とする。

(3) 研修等

ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。

イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。

ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。

エ 事故が生じた場合は速やかに広島市に報告すること。

オ 個人情報保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

カ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

8 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 事業の報告書

ア 指定管理者は、毎月、事業実施報告書を作成し、広島市に提出すること。

イ 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、広島市に提出すること。

(2) 会計帳簿の記帳

指定管理者の業務に係る収入及び支出の状況について、証拠書類に基づき、適正に会計帳簿に記帳するとともに、その保存年限は、次年度の4月1日から起算して会計帳簿については10年間、証拠書類については5年間とする。

また、これらの関係書類については、広島市が閲覧を求めた場合は、これに応じる必要がある。

(3) 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

(4) 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

(5) 広島市が実施する業務への協力

9 モニタリング及び実績評価

(1) モニタリングの実施

広島市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施する。

(2) 実績評価の実施

広島市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う。

(3) 業務の基準を充たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を充たしていないと判断した場合、広島市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

10 協定の締結

広島市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

11 その他

(1) 指定期間の前に行う業務

指定管理者に指定された団体は、円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう指定期間の前に以下の業務を行う。なお、当該業務に係る人件費等の経費は、当該団体の負担とする。

- ア 協定項目についての広島市との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

(2) 業務委託等

業務の委託等を行う際には、作業報告書の提出、履行確認及び検査不合格の措置等の事項について、契約書に明記すること。

なお、履行確認にあたっては、日々実施する業務（清掃等）については、実施者に日々の作業報告書を提出させ、指定管理者は実施日ごとに履行確認を行うこと。

(3) 保険への加入

指定管理者は「広島広域公園指定管理者応募要領」及び本仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。なお、火災保険については広島市が加入する。

(4) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに係る指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体の負担とする。（引継期間：平成34年1月中旬～平成34年3月31日）

(5) 監査

広島市監査委員等が広島市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(6) 個人情報の取扱い

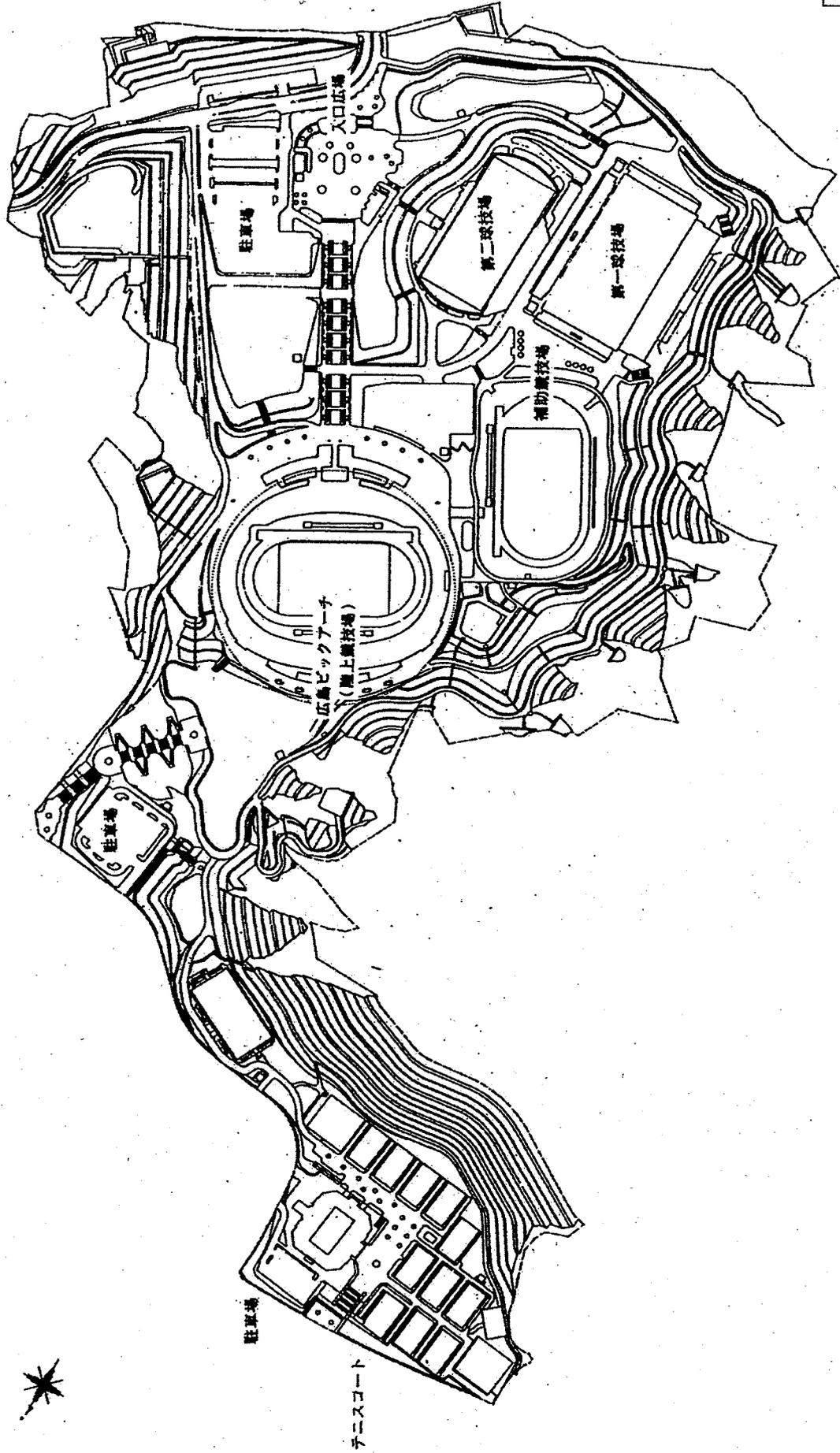
指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記「個人情報取扱特記事項」を基に、広島市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

(7) 光熱水費

電気及び水道料金等の光熱水費は、指定管理者が支払うこと。

なお、電力供給に関し、平成11年5月に電気事業法が改定され、平成12年3月から使用する電気の小売が自由化されたことに伴い、既存の電力会社や特定規模電気事業者の間で競争が可能となっているので、広島広域公園で使用する電気の需給に関する契約については、適切な契約を行うこと。（広島広域公園 受電電圧6千ボルト。現在の電力需給に関する仕様書は別表6のとおり）

広島広域公園



広島広域公園施設概要

施設名	面積等	収容人員	施設概要	
有料施設	陸上競技場 (愛称: 広島ビッグアーチ)	建築面積 約17,710㎡ 延床面積 約14,921㎡ グラウンド 約20,613㎡	50,000人	第1種公認陸上競技場 全天候舗装トラック400m×8レーン 天然芝フィールド107m×73.3m ※1 競技運営室、会議室、更衣室、トレーニングルーム、 オペレーションルーム、放送室 写真判定室、大型映像装置、電光表示盤、夜間照明 設備、メモリアルホール、レストラン
	第一球技場	建築面積 約4,581㎡ 延床面積 約5,370㎡ グラウンド 約13,408㎡	10,000人	天然芝フィールド157×80.8m 本部役員室、会議室、更衣室、記者室、司令室、放送 室、 電光表示盤、夜間照明設備
	第二球技場	建築面積 約1,778㎡ 延床面積 約2,690㎡ グラウンド 約11,149㎡	3,000人	人工芝フィールド140m×69m 本部役員室、会議室、更衣室、放送室、司令室、オペ レーションルーム 電光表示盤、夜間照明設備
	補助競技場			第3種公認陸上競技場 全天候舗装トラック 400m×6レーン ※2 天然芝フィールド108m×73.8m
	テニスコート	センターコート 建築面積 約3,595㎡ 延床面積 約4,822㎡ コート面積 約914㎡ 屋内コート 建築面積 約4,270㎡ 延床面積 約4,258㎡ 最高高さ 約17m	センターコート 3,000人 サブコート 1,000人 屋内コート	センターコート1面 競技運営室、会議室、更衣室、放送室、電光表示盤、 夜間照明設備 サブコート1面 屋内コート4面 一般コート14面
無料施設	多目的広場	1式	約110.0×50=5,500m ²	
	遊具広場	1式	複合遊具	
	駐車場	1式	アスファルト舗装:825台(センターコートP含まず) 砂利広場340台	
	公園灯	207基	園内用159基、駐車場48基	
	水飲み	5基	擬石	
	ベンチ	78基	スツール、サークルベンチ含む	
	シェルター	6基	パーゴラ含む(2基)	
	管理施設	1式	フェンス、手すり、園名柱、車止め等	
	便所	11箇所	RC造、水洗式(テニスコート奥含まず)	
	時計台	7基	三面3基 二面4基	
	クズカゴ	33個	集積場1箇所あり	
	ワールドトレール	1式	健康遊具(補助競技場外周に設置)	
植栽	高木	4,465本	サクラ、アメリカフーほか	
	中低木	32,496m ²	ヒラドツツジ、アベリアほか	
	生垣	2,095m	イヌマキほか	
	張芝	31,687m ²		

※1 陸上競技場の天然芝フィールドは平成28年度中に107m×73.0mで張替え予定。

※2 補助競技場は平成28年度中に直走レーンを2レーン増設予定。

【減免基準に盛り込まなければならない項目】

減 免 の 対 象	減 免 額
1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
2 社会福祉施設に入所している者が引率されて有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
3 市の主催する行事に参加する者が有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を提示して有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
5 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の小人料金の額を超える額
6 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けている者の介添者として有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の全額
7 65歳以上の者の介添者として有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の小人料金の額を超える額
8 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けている者及びそれ以外の者が共同して有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の利用料金の額に、原爆障害者等の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額
9 65歳以上の者及びそれ以外の者が共同して有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。	有料公園施設の大人料金と小人料金の差額に、65歳以上の者の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じて得た額
10 広島市が後援する行事として有料公園施設（ロッカーを除く）を利用するとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 広島市が当該行事实施に対して補助金を支出する場合 (2) 入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合 (3) 施設内に企業広告板等を設置する場合 (4) 施設内において物品等を販売する場合 (5) 大会等において特定の商号又は商標名その他これらに類するものを入れている場合 (6) アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合	有料公園施設の利用料金の半額

広島広域公園保守管理業務一覧

※対象施設の記載のないものは陸上競技場、第一・第二球技場、テニスコートを対象施設とする

区分	主な点検、保守管理項目等		回数	備考
消防用設備点検	・消防法第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の点検及びその結果の報告 ・前記業務に付随する部品・薬剤等の取替、充填、調整		年 2 回	
電気設備等の 運転 及び 保守 管理	電気・冷暖房設備等の運転保守管理	・冷暖房設備の運転操作、切替え及び点検整備 ・ボイラーの運転操作及び保守管理 ・空調盤の操作及び整備 ・個別空調機の保守管理 ・エアフィルターの点検、清掃、取替 ・送風機の内部清掃、点検整備 ・消耗品の取替、注油、小修理	各施設の供用日	
	自家用電気工作物の運転及び保守管理	・電気事業法その他関係法令等に基づく電気工作物の総括管理（運転、監視、制御、故障等の対応、小修理、保安点検等） ・その他電気設備の運転及び保守管理 ・電気事業法の規定による届出等	各施設の供用日	受電設備容量 5,770KVA 非常用電源容量 505KVA 契約電力 1,700KW 程度
	負荷設備の運転及び保守管理	・照明器具の清掃、整備、不良品の取替 ・コンセント、スイッチ等不良品の取替		
	給排水設備の保守管理	・各ポンプ用モーターの点検整備 ・各配管系統の漏水等巡回点検整備 ・パッキン類その他消耗品の取替、注油、小修理		
	その他の設備	・給水栓における遊離残留塩素の検査	週 1 回	6 箇所
	・その他の電気設備機器等の点検整備、小修理	随時		
エレベーター保守管理（陸上競技場、テニスコート）	月次点検	・点検、注油、調整 ・必要に応じ修理、取替	毎月 1 回	【陸上競技場】 日立インバータ式エレベーター（交流中速）（P85-11-C060、4stops）1 基 日立マイコン制御間接油圧エレベーター（HF-P、5stops）1 基 【第一球技場】 油圧エレベーター（56NG6467、2stops）1 基 【テニスコート】 油圧エレベーター（交流中速）（HSP11-C045、2stops）1 基
	年次点検	建築基準法第 12 条第 4 項の規定による定期点検	年 1 回	
	電話回線による 24 時間遠隔監視		常時	
構内交換電話設備保守点検	設備の保守点検及び修理等		毎月 1 回	【陸上競技場】 交換機 1 台（内線 40 回線）、多機能電話機 6 台、一般電話機 24 台 【第一球技場】 一般電話機 25 台 【第二球技場】 多機能電話機 2 台、一般電話機 22 台 【テニスコート】 多機能電話機 3 台、一般電話機 19 台 【屋外】 一般電話機 9 台
自動ドア保守点検	装置の点検 調整・注油 小修繕	起動本体及びモーター	年 4 回	【陸上競技場】 DC-5SSIR 両引き×4 台 【テニスコート】 DS-21 型引分×4 台
		制御器・制御スイッチ機構		
		起動スイッチ		
		吊り金具・ふれ止め機構等		

陸上競技場大型映像装置保守点検	大型映像、送出部保点検	年2回	
	音響設備部保守点検	年1回	
	塔時計／45分時計保守点検	年2回	
	高圧受変電盤保守点検	年2回	
	カメラ設備保守点検	年1回	
電光表示設備保守点検	・表示盤画面保守点検 ・制御架保守点検 ・FAN関係保守点検 ・送出架、各単体機器保守点検 ・映像系関係確認点検	(陸上競技場、テニスコート) 年2回 (第一・第二球技場) 年1回	
陸上競技場計測機器保守点検	フィールド・インフォメーションボードの正常作動点検	年1回	
中央監視設備保守点検	第一・第二球技場、テニスコートの施設を陸上競技場管理事務所で監視するための設備の保守点検	年2回	<p>【陸上競技場管理事務所設備】</p> <p>中央監視盤本体 (MELEBAS-W2000) 1台 ローカルコントローラー (LCP・FIP、CVCF 500V 含む) 7台 ローカルコントローラー子機 (RT) 6台 ロギングプリンター 1台 メッセージプリンター 1台 ハードコピー 1台 停電補償用電源装置 (CVCF、MELUPS-8400S) 3KVA 1台</p> <p>【第一球技場監視設備】</p> <p>中央監視盤本体 (MELSENTRY-U250) 1台 (ローカルコントローラー: LCP 含む) 2台 停電補償用電源装置 (CVCF) 1KVA 1台</p> <p>【第二球技場監視設備】</p> <p>中央監視盤本体 (MELBAS-W200) 1台 (ローカルコントローラー: LCP 含む) 2台 停電補償用電源装置 (CVCF) 1KVA 1台</p> <p>【テニスコート監視設備】</p> <p>中央監視盤本体 (MELBAS-W200) 1台 (ローカルコントローラー: LCP 含む) 2台 停電補償用電源装置 1台</p>
陸上競技場監視設備保守点検	陸上競技場の施設を監視するための設備の保守点検	年4回	<p>中央監視装置 1式 メッセージプリンター 1台 電力リレー盤 1面 無停電電源装置 1式 リモートステーション 10架</p>
テニスコート昇降式照明灯保守点検	昇降式照明灯の保守点検 (動作確認、ボルト・ナットのゆるみ、外観点検等)	年2回 (総点検、外観点検各1回)	センターコートに設置
テニスコート照明灯制御盤保守点検	照明灯制御盤の保守点検 (操作パネル点検修理、動作確認、プログラムチェック)	年1回	
建築物等劣化状況の法定点検	建築基準法に基づく有料公園施設 (建築物のみ) の劣化状況の点検	3年に1回 (建築物) 年1回 (設備)	<p>点検の時期</p> <p>・建築物: 平成26年5月31日までに実施 ・設備: 毎年5月31日までに実施</p>

環境衛生管理	空気環境測定	年1回 (夏期)	水質検査の実施頻度は、検査項目により6ヶ月以内ごとに1回又は1年に1回	
	水質検査			
	貯水槽清掃	年1回 (夏期)		
害虫防除	ねずみ及びゴキブリその他の昆虫等の発生・侵入防止並びに駆除	年2回	【床面積】 陸上競技場 (14,921㎡)、第一球技場 (5,370㎡)、第二球技場 (2,690㎡)、テニスコート (4,822㎡)、	
壁泉噴水池設備保守点検	動力・制御・電源・配管・ろ過等設備の保守点検	点検調整：年10回、総点検調整 2回 滅菌剤補充：42回、清掃 2回		
調整池水中ポンプ保守点検	水中ポンプの保守点検	年2回		
照明灯等の保守点検	有料公園施設以外の照明灯等の点検、補修	随時		
競技機器・施設の保守管理	陸上競技場陸上競技システム保守点検	各部屋に設置している電子機器等の保守点検	年1回	サーバー (1台)、パソコン (9台)、プリンタ (5台)、無停電電源装置 (6台)、接続ケーブル (16本)、受信アンテナ (1台)
	陸上競技場電子機器等点検	陸上競技電子機器の保守点検及び投てき器具の規格適合検査	年1回	【陸上競技電子機器】 ピストル (4丁)、デジタル風速計 (4台)、ヘリオスV (3台)、Y0式スタート発信装置 (1式)、ゴールタイマー (3台)、ゼッケンナンバー表示板 (1台)、ビームセレクター (1台)、データ分岐インターフェイス (1台)、ゴールタイマー・データインターフェイス (1台) 【投てき器具】 砲丸 (235個)、円盤 (169個)、ハンマー (90個)、やり (84本)
	陸上競技場投てき用囲い組立・分解	投てき用囲いの使用時の組立・分解	随時	
	芝・トラック等の管理	【天然芝フィールド、スタンド】 芝刈、施肥、除草、殺菌剤・殺虫剤散布、目土散布、エアレーション、パッチカル、シャッターリング、オーバーシーディング・トランジション、灌水の実施 【トラック】 水洗いを行い汚れ、カビを除去 【個別業務】 陸上競技場芝生の土壌調査の実施 (フィールド土壌調査、芝育成調査)	常時	【フィールドの広さ】 陸上競技場 (天然芝) : 107m×73.3m ※ 補助競技場 (天然芝) : 108m×73.8m 第一球技場 (天然芝) : 157m×80.8m 第二球技場 (人工芝) : 140m×69m 【留意事項】 ・現場責任者は、芝管理技術者の資格を有する者でスポーツターフの維持管理経験者を配置すること ・指導管理責任者は1級造園施工管理技士の資格を有し、スポーツターフの豊富な施行実績のある者を配置すること

※ 陸上競技場の天然芝フィールドは平成28年度中に107m×73.0mで張替え予定。

○ 特記事項

次のリース機器等については、現在のリース期間中は継続して使用すること。

機器名	期間	金額 (月額)
陸上競技場写真判定装置及び陸上競技運営システム	平成33年3月31日まで	255,960円
陸上競技場電光表示盤操作システム	平成34年3月31日まで	456,624円
陸上競技場大型映像装置テロップシステム	平成29年6月30日まで	33,495円
テニス予約管理システム	平成32年3月31日まで	83,592円
市民活動に関する総合的な情報システム	平成31年3月31日まで	3,567円
陸上競技場芝生養生シート	平成30年2月28日まで	76,650円

広島広域公園維持管理業務一覧

業務	主な業務内容	回数	備考
警備業務	有料公園施設以外	毎日	(平日) 8:00~9:00、21:00~22:00 1ポスト (土日祝日) 8:00~22:00 1ポスト 駐車場の開錠 8:00 駐車場の施錠 22:00
	有料公園施設		【自動警報器による警備】 ・自動警報器は自動火災報知機と連結する ・警戒区域は5区分以上 ・回線は西日本電信電話会社一般加入回線 ・月1回の保守点検の実施 【巡回警備】 ・職員退庁後23:00~翌日5:00までの間に1回以上施設周辺の巡回を実施
清掃業務	有料公園施設以外	回数等は別表5のとおり	【巡回清掃】 (テニスコート周辺) 週3回以上(4,5,9,10,11,3月は週5回以上) (テニスコート周辺以外) 週2回以上 【一斉清掃】 週1回以上 【カスケード清掃】 年6回以上 【便所】 週3回(入口広場東側、自由広場西側、投てき練習場北側は週6回) 【落書除去、側溝等の土砂除去】 随時
	有料公園施設		日常清掃 定期清掃
廃棄物処理業務	固形状一般廃棄物の収集、運搬	週1回	
遊具等の点検	公園内の遊具等施設の点検	月1回	

※【優先的な委託】

テニスコート周辺の巡回清掃業務については、「社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会」を実施者としており、指定管理者は応募に際し、原則として現契約内容を承継することを要件とする。

なお、相手方との折衝は指定管理者の候補者として選定された後に行うこと。

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

別表5-1

【共用区域】

陸上競技場 No.1

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
玄関ホール (2Fエントランスホール)	日常清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/日	309日	489.60 m ²	表示面積は、床の面積
			床を拭く	1/日	309日	489.60 m ²	
		扉・ガラスドアを拭く	什器・備品類を拭く	1/日	309日	489.60 m ²	
			扉・ガラスドアを拭く	1/日	309日	16.60 m ²	
廊下 エレベーターホール (1Fメモリアルホール) (1F廊下) (1Fエントランスホール) (1Fホール) (1F無料休憩所) (2F・3Fエレベーターホール) (2F廊下) (2Fホール) (4F東ホール) (5F廊下) (5Fホール)	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	489.60 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	489.60 m ²	
		弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	1,783.15 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	1,783.15 m ²	
		カーペット	カーペットを防塵する	3/週	156日	380.70 m ²	
			カーペットのしみ取り・補修を行う	3/週	156日	380.70 m ²	
		弾性床材	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	3/週	156日	2,163.85 m ²	表示面積は、床の面積
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	1,783.15 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	1,783.15 m ²	
			カーペット床のドライ清掃	9/年	9日	380.70 m ²	
		カーペット	カーペット床の洗浄	3/年	3日	380.70 m ²	
			扉・ガラスドアを拭く	1/月	12日	27.72 m ²	

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

【共用区域】

陸上競技場 No.2

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
階段	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	8フロア	各階の階段の数
			床を拭く	1/週	52日	8フロア	〃
			手摺りの清掃	1/週	52日	8フロア	
トイレ・洗面所 (男子便所) (女子便所) (身障者便所) 1F~2F	定期清掃	陶磁器タイル	床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	8フロア	各階の階段の数
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	8フロア	〃
			床を掃く(防塵)	2/週	104日	241.66㎡	
			床を拭く	2/週	104日	241.66㎡	
			吸殻・紙屑・汚物の処理と容器の清掃	2/週	104日	36個	
			衛生陶器を清掃する	2/週	104日	83基	
			洗面台、鏡を清掃する	2/週	104日	31台	
			トイレトペーパー、水石鹸を補充	2/週	104日	16所	
			床を洗剤洗いする	1/月	12日	241.66㎡	
			扉を拭く	1/週	52日	10枚	
トイレ・洗面所 (男子便所) (女子便所) (身障者便所) 3F~5F	定期清掃	陶磁器タイル	床を掃く(防塵)	1/週	52日	647.88㎡	
			床を拭く	1/週	52日	647.88㎡	
			吸殻・紙屑・汚物の処理と容器の清掃	1/週	52日	68個	
			衛生陶器を清掃する	1/週	52日	157基	
			洗面台、鏡を清掃する	1/週	52日	61台	
			トイレトペーパー、水石鹸を補充	1/週	52日	14所	
			床を洗剤洗いする	1/月	12日	647.88㎡	
			扉を拭く	1/週	52日	10枚	

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

陸上競技場 No.3

【共用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
トイレ・洗面所 (男子便所) (女子便所) バックスタンド	定期清掃	陶磁器タイル	床を掃く(防塵)	1/月	12日	839.60 m ²	
			床を拭く	1/月	12日	839.60 m ²	
			吸殻・紙屑・汚物の処理と容器の清掃	1/月	12日	78 個	
			衛生陶器を清掃する	1/月	12日	168 基	
湯沸室	定期清掃	陶磁器タイル	洗面台、鏡を清掃する	1/月	12日	58 台	
			トイレットペーパー、水石鹸を補充	1/月	12日	8 所	
		弾性床材	床を洗剤洗いのする	1/月	12日	839.60 m ²	
シャワールーム	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	29.65 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	29.65 m ²	
			洗面台、鏡を清掃する	2/週	104日	3 台	
			シャワールームの清掃	2/週	104日	37 基	
更衣室	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	2/週	104日	498.44 m ²	
			床を拭く	2/週	104日	498.44 m ²	
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	11/年	11日	498.44 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	498.44 m ²	
エレベーター	定期清掃	弾性床材	扉を拭く	1/週	52日	5 枚	
			床を掃く(防塵)	1/月	12日	2 基	エレベーターの数
			床を拭く	1/月	12日	2 基	〃

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

【共用区域】・

陸上競技場 No.4

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
観覧席 メインスタンド	定期清掃	コンクリート	床を掃く(防塵)	2/月	24日	8,029.80 m ²	
			観覧席を拭く	2/月	24日	8,029.08 m ²	
観覧席 バックスタンド	定期清掃	コンクリート	床を高压洗浄する	2/年	2日	8,029.08 m ²	
			床を掃く(防塵)	6/年	6日	15,450.58 m ²	
駐車場・車路 (コンコース、車寄せ)	定期清掃	コンクリート	観覧席を拭く	6/年	6日	15,450.58 m ²	
			床を高压洗浄する	1/年	1日	15,450.58 m ²	
建物の外周・犬走り (3Fコンコース) (バックスタ外通路、タッグアウト)	定期清掃	石材、アスファルト	拾い掃き、排水口(溝)の清掃を行う	1/週	52日	11,361.00 m ²	
			拾い掃きする	1/週	52日	2,902.65 m ²	
建物の外周・犬走り (屋外バック通路)	定期清掃	石材、アスファルト	拾い掃きする	1/月	12日	5,558.00 m ²	
屋上・バルコニー (4F貴賓席)	定期清掃	石材、アスファルト	拾い掃きする	6/年	6日	76.00 m ²	
トレーニングルーム	定期清掃	ウレタン舗装	床を表面洗浄する	2/月	24日	519.10 m ²	
			拾い掃きする	1/週	52日	519.10 m ²	
会議室 (2F競技運営室) (2F会議室) (5F控室) (5F消防詰所、警備詰所、 オペレーションルーム、 司令室、放送室、写真判 定室)	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	1,294.00 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	1,294.00 m ²	
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	1,294.00 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	1,294.00 m ²	
			机上清掃	1/週	52日	127.98 m ²	机158台

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

【専用区域】

陸上競技場 No.5

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
役員室 (2F応接室)	定期清掃	カーペット	カーペットを防塵する	1/週	52日	35.88 m ²	表示面積は、床の面積
			カーペットのしみ取り・補修を行う	1/週	52日	35.88 m ²	
			机上清掃	1/週	52日	35.88 m ²	
			カーペット床のドライ清掃	9/年	9日	35.88 m ²	
			カーペット床の洗浄	3/年	3日	35.88 m ²	
役員室 (4F貴賓室) (4F控室) (4F前室) (4F西ホール)	定期清掃	カーペット	カーペットを防塵する	1/月	12日	154.24 m ²	表示面積は、床の面積
			カーペットのしみ取り・補修を行う	1/月	12日	154.24 m ²	
			吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1/月	12日	154.24 m ²	
			机上清掃	1/月	12日	154.24 m ²	
事務室 (管理事務室) (医務室) (管理更衣室)	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	283.81 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	283.81 m ²	
器具庫	定期清掃	コンクリート	床を掃く(防塵)	4/年	4日	620.20 m ²	

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

陸上競技場 No.6

【その他】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
ガラス	定期 清掃	ガラス	窓ガラス清掃	3/年	3日	1,310.20 m ²	

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

別表5-2

【共用区域】

第一球技場 No.1

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
廊下	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	1,143.88 m ²	
エレベーターホール		陶磁器タイル	床を拭く	1/週	52日	1,143.88 m ²	
(1Fホール)			吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1/週	52日	1,143.88 m ²	表示面積は、床の面積
(1F廊下)		弾性床材	床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	1,143.88 m ²	
(2Fホール)			床を剥離洗浄する	1/年	1日	1,143.88 m ²	
(2F廊下)			扉・ガラスドアを拭く	1/月	12日	28.80 m ²	
(3Fホール)		陶磁器タイル	床を洗剤洗いする	5/年	5日	294.40 m ²	
(3F廊下)							
(4F廊下)							
(5F廊下)							
(6F廊下)							
階段		定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	8フロア
	陶磁器タイル		床を拭く	1/週	52日	8フロア	〃
			手摺りの清掃	1/週	52日	8フロア	
	弾性床材		床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	6フロア	各階の階段の数
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	6フロア	〃
	陶磁器タイル		床を洗剤洗いする	5/年	5日	2フロア	

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

第一球技場 No.2

【共用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備 考
トイレ・洗面所 (男子便所) (女子便所) (身障者便所) 1F~6F バックスタント観客用	定期 清掃	陶磁器タイル	床を掃く(防塵)	1/週	52日	615.40 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	615.40 m ²	
		陶磁器タイル	吸殻・紙屑・汚物の処理と容器の清掃	1/週	52日	77 個	
			衛生陶器を清掃する	1/週	52日	158 基	
			洗面台、鏡を清掃する	1/週	52日	80 台	
			トイレトイレットペーパー、水石鹸を補充	1/週	52日	32 所	
湯沸室	定期 清掃	陶磁器タイル	床を洗剤洗いのする	1/月	12日	615.40 m ²	
			扉を拭く	1/週	52日	14 枚	
シャワールーム	定期 清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	25.20 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	25.20 m ²	
更衣室 (選手控室) (審判控室)	定期 清掃	弾性床材	洗面台、鏡を清掃する	1/週	52日	12 台	
			シャワー室の清掃	1/週	52日	22 基	
		弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	275.41 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	275.41 m ²	
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	11/年	11日	275.41 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	275.41 m ²	
扉を拭く	1/週	52日	6 枚				

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

【共用区域】

第一球技場 No.3

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
エレベーター	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵) 床を拭く	1/月 1/月	12日 12日	1基 1基	エレベーターの数 〃
観覧席	定期清掃	コンクリート	床を掃く(防塵) 観覧席を拭く	1/週 1/週	52日 52日	2,100.00 m ² 2,100.00 m ²	
駐車場・車路 (コンコース、車寄せ)	定期清掃	コンクリート	床を高圧洗浄する 拾い掃き、排水口(溝)の清掃を行う	2/年 1/週	2日 52日	2,100.00 m ² 2,749.00 m ²	
会議室 (1F医務室) (1Fドレーピング室) (1Fインタビュウ室) (1F本部役員室) (2F会議室) (4F記者室) (4F記者控室)	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵) 床を拭く 床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する 床を剥離洗浄する 机上清掃	1/週 1/週 5/年 1/年 1/週	52日 52日 5日 1日 52日	498.22 m ² 498.22 m ² 498.22 m ² 498.22 m ² 48.60 m ²	机60台
会議室 (1F放送室) (6F実況室) (6F放送室) (6F司令室)	定期清掃	カーペット	カーペットを防塵する カーペットのしみ取り・補修を行う カーペット床のドライ清掃 カーペット床の洗浄 机上清掃	1/週 1/週 9/年 3/年 1/週	52日 52日 9日 3日 52日	130.66 m ² 130.66 m ² 130.66 m ² 130.66 m ² 6.48 m ²	机8台

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

第一球技場 No.4

【専用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
役員室 (5F貴賓室) (5F控室)	定期清掃	カーペット	カーペットを防塵する	6/年	6日	74.72 m ²	
			カーペットのしみ取り・補修を行う	6/年	6日	74.72 m ²	
		机上清掃	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	6/年	6日	74.72 m ²	表示面積は、床の面積
				6/年	6日	74.72 m ²	〃
事務室 (1F事務室) (3F事務室)	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	170.90 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	170.90 m ²	
器具庫	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	4/年	4日	185.62 m ²	

【その他】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
ガラス	定期清掃	ガラス	窓ガラス清掃	3/年	3日	456.60 m ²	
ダッグアウト	定期清掃	コンクリート	拾い掃きをする	1/週	52日	460.80 m ²	
3F入場券売場	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	8.28 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	8.28 m ²	

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

別表5-3

【共用区域】

第二球技場 No.1

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
玄関ホール (2Fホール)	定期清掃	陶磁器タイル	床を掃く(防塵)	1/週	52日	86.78 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	86.78 m ²	
廊下 ホール (1Fホール) (1F廊下) (2F廊下) (3F廊下) (4F廊下)	定期清掃	陶磁器タイル	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1/週	52日	86.78 m ²	表示面積は、床の面積
			什器・備品類を拭く	1/週	52日	86.78 m ²	〃
			扉・ガラスドアを拭く	1/週	52日	14.40 m ²	
			床を洗剤洗いする	5/年	5日	86.78 m ²	
		弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	545.31 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	545.31 m ²	
		弾性床材	吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1/週	52日	545.31 m ²	表示面積は、床の面積
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	545.31 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	545.31 m ²	
			扉・ガラスドアを拭く	1/月	12日	10.64 m ²	

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

【共用区域】

第二球技場 No.2

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
階段	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	6フロア	各階の階段の数
			床を拭く	1/週	52日	6フロア	〃
		弾性床材	手摺りの清掃	1/週	52日	6フロア	
			床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	6フロア	各階の階段の数
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	6フロア	〃
トイレ・洗面所 (男子便所) (女子便所) (身障者便所) 1F~4F	定期清掃	陶磁器タイル	床を掃く(防塵)	1/週	52日	308.85 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	308.85 m ²	
			吸殻・紙屑・汚物の処理と容器の清掃	1/週	52日	40個	
			衛生陶器を清掃する	1/週	52日	70基	
			洗面台、鏡を清掃する	1/週	52日	38台	
		陶磁器タイル	トイレトベーパー、水石鹸を補充	1/週	52日	19所	
			床を洗剤洗いする	1/月	12日	308.85 m ²	
			扉を拭く	1/週	52日	6枚	
			床を掃く(防塵)	1/週	52日	21.97 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	21.97 m ²	
湯沸室	定期清掃		洗面台、鏡を清掃する	1/週	52日	6台	
シャワールーム	定期清掃		シャワールームの清掃	1/週	52日	22基	

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

【共用区域】

第二球技場 No.3

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
更衣室 (選手控室) (審判控室)	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	191.58 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	191.58 m ²	
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	11/年	11日	191.58 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	191.58 m ²	
			扉を拭く	1/週	52日	6枚	
観覧席	定期清掃	コンクリート	床を掃く(防塵)	1/週	52日	840.00 m ²	
			観覧席を拭く	1/週	52日	840.00 m ²	
グラウンド (ダッグアウト) (周辺通路)	定期清掃	コンクリート	床を高圧洗浄する	2/年	2日	840.00 m ²	
			拾い掃き、排水口(溝)の清掃を行う	1/月	12日	11,150.00 m ²	
会議室 (1F会議室) (1F医務室) (1Fトビック室) (1F本部役員室)	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	167.38 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	167.38 m ²	
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	167.38 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	167.38 m ²	
			机上清掃	1/週	52日	20.25 m ²	机25台
会議室 (1F放送室) (4F司令室) (4F放送室) (4F予備室) (4Fオハレージョナルーム)	定期清掃	カーペット	カーペットを防塵する	1/週	52日	120.59 m ²	
			カーペットのしみ取り・補修を行う	1/週	52日	120.59 m ²	
			机上清掃	1/週	52日	3.24 m ²	机4台
			カーペット床のドライ清掃	9/年	9日	120.59 m ²	
			カーペット床の洗浄	3/年	3日	120.59 m ²	

広島広域公園清掃場所・清掃面積表

第二球技場 No.4

【専用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
役員室 (3F貴賓室) (3F貴賓控室、控室)	定期清掃	カーペット	カーペットを防塵する	6/年	6日	100.94 m ²	
			カーペットのしみ取り・補修を行う	6/年	6日	100.94 m ²	
			吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する 机上清掃	6/年	6日	100.94 m ²	表示面積は、床の面積
事務室 (2F事務室)	定期清掃	弾性床材	床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	32.16 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	32.16 m ²	
器具庫	定期清掃	コンクリート	床を掃く(防塵)	2/年	2日	90.28 m ²	

【その他】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
ガラス	定期清掃	ガラス	窓ガラス清掃	3/年	3日	360.60 m ²	

広島広域公園清掃場所・清掃面積

別表5-4

【共用区域】

テニスコート No.1

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
玄関ホール (エントランスホール)	日常清掃	陶磁器タイル	床を掃く(防塵)	1/日	313日	313.72 m ²	表示面積は、床の面積 //
			床を拭く	1/日	313日	313.72 m ²	
			吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1/日	313日	313.72 m ²	
		什器・備品類を拭く	1/日	313日	313.72 m ²		
		扉・ガラスドアを拭く	1/日	313日	16.60 m ²		
		床を洗剤洗いする	5/年	5日	313.72 m ²		
廊下 エレベーターホール (1F通路) (1F身障者スロープ) (2F廊下) (2F売店・喫煙コーナー) (2Fインフォメーション) (屋内テニスコート風防室及び出入口) (屋内テニスコート回廊、控えスペース通路)	日常清掃	陶磁器タイル	床を掃く(防塵)	1/日	313日	2,398.34 m ²	表示面積は、床の面積
			床を拭く	1/日	313日	2,398.34 m ²	
			吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1/日	313日	2,398.34 m ²	
		床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	2,398.34 m ²		
		床を剥離洗浄する	1/年	1日	2,398.34 m ²		
		扉・ガラスドアを拭く	1/月	12日	27.72 m ²		
階段	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	4フロア	各階の階段の数 //
			床を拭く	1/週	52日	4フロア	
			手摺りの清掃	1/週	52日	4フロア	
		床を表面洗浄(洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	4フロア		
		床を剥離洗浄する	1/年	1日	4フロア		

広島広域公園清掃場所・清掃面積

【共用区域】

テニスコート No.2

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
トイレ・洗面所 (男子便所) (女子便所) (身障者便所) 1F~4F 屋外トイレ	日常清掃	陶磁器タイル	床を掃く(防塵)	1/日	313日	478.82 m ²	
			床を拭く	1/日	313日	478.82 m ²	
			吸殻・紙屑・汚物の処理と容器の清掃	1/日	313日	26 個	
			衛生陶器を清掃する	1/日	313日	86 基	
			洗面台、鏡を清掃する	1/日	313日	47 台	
			トイレトペーパー、水石鹸を補充	1/日	313日	15 所	
湯沸室	定期清掃	陶磁器タイル	床を洗剤洗いのする	1/月	12日	478.82 m ²	
			扉を拭く	1/週	52日	7 枚	
シャワールーム	日常清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	6.78 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	6.78 m ²	
更衣室	日常清掃		洗面台、鏡を清掃する	1/日	313日	6 台	
			シャワー室の清掃	1/日	313日	15 基	
	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/日	313日	127.06 m ²	
			床を拭く	1/日	313日	127.06 m ²	
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	11/年	11日	127.06 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	127.06 m ²	
			扉を拭く	1/週	52日	6 枚	
観覧席 (センターコート) (サブコート)	定期清掃	コンクリート	床を掃く(防塵)	1/月	12日	3,486.72 m ²	
			観覧席を拭く	1/月	12日	3,486.72 m ²	
			床を高圧洗浄する	4/年	4日	3,486.72 m ²	

広島広域公園清掃場所・清掃面積

【共用区域】

テニスコート No.3

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり作業日数	清掃面積又は数量	備考
テニスコート	定期清掃	弾性床材	拾い掃き、排水口(溝)の清掃を行う	1/月	12日	18,449.88 m ²	
会議室 (1F会議室) (1F医務室) (1Fトレーニング室) (1F審判控室1)	定期清掃	弾性床材	床を掃く(防塵)	1/週	52日	656.14 m ²	
			床を拭く	1/週	52日	656.14 m ²	
			床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	656.14 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	656.14 m ²	
会議室 (3F運営室) (3Fアナウンサーブース) (3F放送ブース)	定期清掃	カーペット	カーペットを防塵する	1/月	12日	73.08 m ²	
			カーペットのしみ取り・補修を行う	1/月	12日	73.08 m ²	
			カーペット床のドライ清掃	9/年	9日	73.08 m ²	
			カーペット床の洗浄	3/年	3日	73.08 m ²	
駐車場・車路	定期清掃	コンクリート	拾い掃き、排水口(溝)の清掃を行う	1/月	12日	2,050.00 m ²	
建物の外周・犬走り (1F外部コンコース、2F通路・広場、2F売店・券売所前デッキ、センターコート東側外部階段) (屋内テニスコート外部通路・スロープ)	定期清掃	石材、アスファルト	拾い掃きする	1/週	52日	9,881.83 m ²	

広島広域公園清掃場所・清掃面積

テニスコート No.4

【専用区域】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
役員室 (1F貴賓室) (1F貴賓控室、前室等) (1F協会控室)	定期 清掃	カーペット	カーペットを防塵する	1/月	12日	210.63 m ²	
			カーペットのしみ取り・補修を行う	1/月	12日	210.63 m ²	
		吸殻・紙屑の処理と容器を清掃する	1/月	12日	210.63 m ²	表示面積は、床の面積	
		机上清掃	1/月	12日	210.63 m ²	//	
事務室 (1F事務室) (1F応接室)	定期 清掃	弾性床材	床を表面洗浄(部分洗浄・ワックス掛け)する	5/年	5日	143.93 m ²	
			床を剥離洗浄する	1/年	1日	143.93 m ²	

【その他】

清掃対象場所	清掃区分	床材	作業内容	作業回数	1年当たり 作業日数	清掃面積 又は数量	備考
ガラス	定期 清掃	ガラス	窓ガラス清掃	3/年	3日	385.06 m ²	

広島広域公園電力需給に関する仕様書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市安佐南区大塚西五丁目1番1号 広島広域公園
受 電 設 備	公園内南東端 処理施設上広場内
業 種 及 び 用 途	スポーツ施設
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	6,000V
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	1回線受電 (予備電線路により供給する場合は、常時利用変電所から常時利用と同位の電圧を供給)
契 約 電 力	1,700kW程度 (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	6,998,524kwh (4年間)
使 用 期 間	平成20年4月1日 0:00 ~ 平成24年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー:富士電機 型 式:FP3EL-K19R (パルス2000・50000PAR/kwh) (電力量計の所有は中国電力株式会社)
需 給 地 点	公園内に設置した開閉器の負荷側接続点
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ。
財 産 分 界 点	需給地点に同じ。
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島広域公園への電力供給が停止した場合には業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの事故時補給電力を確保すること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動力率調整 (中央監視盤による制御) を行っている。 ・特定規模電気事業者が電気を供給する場合にあっては、必要な情報伝達装置に係る経費は特定規模電気事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般電気事業者が定める託送供給約款による。